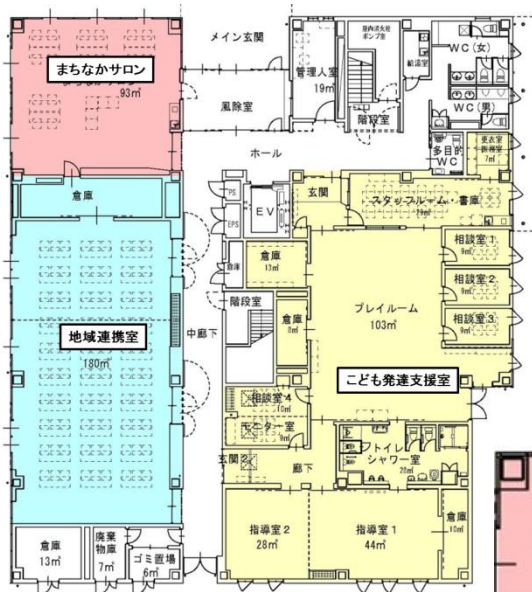
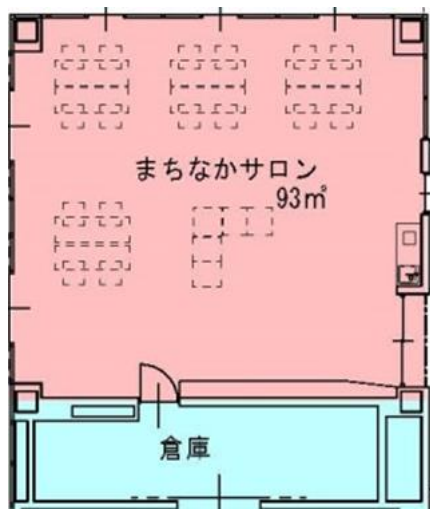


## ■ 富山市まちなか総合ケアセンター1階 全体平面図



### ■ まちなかサロン平面図



# まちなかサロン 使用案内

平成29年2月18日現在

### 【受付窓口・お問合せ先】

富山市まちなか総合ケアセンター  
〒930-0083 富山市総曲輪四丁目4番8号  
TEL:076-461-3618 FAX:076-461-3604  
E-Mail:machinakacare-01@city.toyama.lg.jp

平成29年3月1日より会員登録・使用予約開始します。  
実際の利用は、平成29年4月1日より可能です。

## ■ まちなかサロンについて

まちなかサロンは、乳幼児や高齢者、障害者を含む全ての住民が交流を通じて、地域コミュニティの活性化と人と人が支え合うまちづくりを目指すことを目的としています。この目的に沿って市民に開かれた自主活動を行う団体や個人等に対してまちなかサロンのスペースを貸し出します。

## ■ まちなかサロンの使用方法

### (1)使用できる方

乳幼児や高齢者、障害者を含む全ての住民が交流できる、市民に開かれた自主活動を行う団体や個人等です。

※物品売買や実費以上の費用を伴う営業活動は、原則禁止します。

但し、富山市が認める福祉団体を除く。

### (2)使用できるスペース

富山市まちなか総合ケアセンター 1階 まちなかサロン  
パティオ(中庭)

(富山市総曲輪四丁目4番8号 : 総曲輪レガートスクエア内)

#### 【まちなかサロンの備品】

◆机(大2台、小2台) ◆椅子(38脚) ◆ホワイトボード(2台)

※富山市まちなか総合ケアセンターの敷地内は、全て禁煙です。

### (3)使用時間

8:30~17:15

※申込みの使用時間には準備、片付けの時間も含まれます。

### (4)休館日

年末年始(12月29日~1月3日)

### (5)使用料金

無料

### (6)駐車場

専用の駐車場はありません。総曲輪レガートスクエア敷地内、または近隣の駐車場をご使用された場合、料金は各自でご負担いただきます。

なるべく公共交通機関を利用してお越しください。

駐輪場は、施設の東側にございます。

## (7)使用の手続き

### ①会員登録 : 平成29年3月1日より受付開始

まちなかサロンの使用規定についてご了承の上、「まちなかサロン使用会員登録申請書」(申請書は、受付窓口や市ホームページ(「まちなかサロン」で検索)にあります)に必要事項を記入し、郵送やFAX、メールにて、地域包括ケア拠点施設設置準備室(4月1日より受付窓口が移転します)へ提出ください。

市民活動団体、NPO団体、企業等においては、活動内容が分かるパンフレットや会則等を添付ください。

### ②登録受理 : 会員登録申請後1週間以内

次に該当する、または恐れがある団体や個人に該当しないか確認し、会員登録申請を受理するか否か審査します。

審査結果については、1週間以内に文書でお知らせ致します。

#### 【使用をお断りする団体、個人等】

- ◆宗教・思想・政治等を目的とするもの
- ◆公序良俗に反するもの
- ◆暴力団の関係するもの
- ◆施設の管理上、支障をきたすもの
- ◆その他、それに類するもの

### ③使用予約 : 使用希望月の3ヶ月前より受付開始

会員登録申請が受理された団体や個人等は、使用希望月の3ヶ月前より、窓口や電話にて、地域包括ケア拠点施設設置準備室(4月1日より受付窓口が移転します)へ予約ください。(最大月2回まで予約可能)

予約後、速やかにイベントや活動の内容が分かる書類を郵送やFAX、メールにて、地域包括ケア拠点施設設置準備室(4月1日より受付窓口が移転します)へ提出ください。

※予約を変更、キャンセルする場合は、速やかに受付窓口へ連絡ください。参加者への連絡は、申請者が責任をもって行ってください。

### ④市民への啓発

使用予約後、まちなかサロンや広報、市ホームページ等にて、イベントや活動を市民に啓発します。

### ⑤使用当日

使用前に、まちなかサロン横の管理人室にて受付を行ってください。

使用后、完了報告書を管理人室に提出ください。

※使用后、清掃を行い、部屋を元の状態に戻してください。